

第21回社会保障審議会日本年金機構評価部会 平成25年6月24日	資料1
-------------------------------------	-----

平成24事業年度業務実績報告書（案）

〔平成25年6月24日
日本年金機構〕

目次及び自己評価(案)一覧

平成24年度計画		頁	自己評価
はじめに			
I. 年金記録問題への対応に関する事項			
(1)	年金記録問題に関する未説明專案についての美態説明	1	
(2)	基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・説明	4	
(3)	受給者・加入者への年金記録の確認作業	4	A
(6)	年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備	5	
(4)	紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳との突合せ	5	
(5)	「気になる記録の確認キャンペーン」の実施	6	
(8)	ねんきん定期便やねんきんネット等による情報の提供	13	S
①	ねんきん定期便の送付	15	A
②	ねんきんネットの充実	15	
(9)	厚生年金基金記録との突合せ	15	
(7)	年金事務所段階での記録回復の促進等	18	S
(10)	基礎年金番号の正確性の確保	21	
- その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。			
		22	A
		25	

II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
1. 適用事務に関する事項			
(1)	国民年金の適用事務の確実な実施	28	
(2)	厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進	28	A
2. 保険料等収納事務に関する事項			
(1)	国民年金の納付率の向上	32	A
(2)	厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進	43	
3. 給付事務に関する事項			
(1)	国民年金の納付率の向上	43	B
(2)	厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進	60	A
4. 相談、情報提供等に関する事項			
(1)	年金相談の充実	71	B
(2)	分かりやすい情報提供の推進	78	
		78	S
		89	A

平成24年度計画		頁	自己評価
5. お客様の声を反映させる取組に関する事項		95	S
6. 電子申請の推進に関する事項		117	B

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項		119	
1. 効率的な業務運営体制に関する事項		119	B
2. 運営経費の抑制等に関する事項		123	A
3. 外部委託の推進に関する事項		126	B
4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項		129	B
5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項（調達関係）		131	B

Ⅳ. 業務運営における公正性及び透明性の確保その他の業務運営に関する重要事項		134	
1. 内部統制システムの構築に関する事項		134	C
2. 情報公開の推進に関する事項		147	A
3. 人事及び人材の育成に関する事項		151	A
4. 個人情報保護に関する事項		159	B

Ⅴ. 予算、収支計画及び資金計画		162	A
------------------	--	-----	---

<p>平成24年度計画</p>	<p>平成24年度計画に対する取組状況</p>
<p>＜はじめに＞</p> <p>日本年金機構（以下「機構」という。）は、年金記録問題をはじめ、旧社会保険庁において発生した様々な問題が、公的年金制度及び公的年金事業に対する国民の皆様に変大きな不安、不信などをもたらした反省の上に立って、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様の皆様の信頼を回復することを目的として設立されました。</p> <p>この目的を実現するため、日本年金機構法において、機構の基本理念として、①国民の信頼②国民の意見の反映③サービスの質の向上④業務運営の効率化⑤公正性・透明性の確保が掲げられています。</p> <p>この基本理念を踏まえ、機構においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様の立場に立ったサービスの提供 ②お客様の意見を反映した業務運営と情報公開 ③官民人材融合による能力・実績本位の新たな組織風土の醸成 ④コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスの確立 <p>という運営方針を掲げ、引き続き、基本理念、運営方針に沿った業務運営に努めました。</p> <p>平成24年度は、機構発足以降のこれまでの取組経過も踏まえつつ、組織として一層の変革を目指す必要があるとの認識の下、「基幹業務に注力し、一層の信頼回復とお客様サービス向上を！」を組織目標として掲げ、その実現に向けて、「基幹業務の取組強化」「事務処理誤り等の削減」「組織風土改革と人材育成」の3つを重点として、各般の取り組みを進めました。</p> <p>まず、年金記録問題への対応については、年金記録問題工程表に基づき、計画的な業務処理に努めた結果、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業について、当初の予定より大幅に前倒しで、受給者の突合せを終えて被保険者の突合せ作業を進めました。厚生年金基金記録との突合せについては、基金からの調査依頼提出が遅れたにもかかわらず、平成24年10月までに受け付けたものの第1次審査を平成25年3月末までにすべて終了しました。また、再裁定等の平均処理期間については、強化した事務処理体制を維</p>	

持することにより、目標を上回る迅速な処理を昨年度に引き続き達成することができました。なお、「ねんきんネット」については、積極的な広報や機能追加を実施しサービスの充実を図りました。平成 25 年 1 月 31 日からは、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施し、年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼び掛けを行っています。

「基幹業務の取り組み」については、国民年金保険料収納対策、厚生年金保険等の適用促進対策、収納対策について、それぞれ機構全体及び各年金事務所ごとに行動計画を策定し、同行動計画に基づく計画的・効率的な事業の推進に努めました。

国民年金保険料収納対策については、現年度納付率の長期低下傾向に歯止めが掛かったと考えています。平成 24 年度の現年度納付率は 59.0%と前年度を上回りました。

厚生年金保険等の適用促進対策については、すべての目標設定項目で目標を上回る実績を上げ、実際に適用に結び付いた事業所数も、前年度を上回る実績を上げることができました。また、厚生年金保険等の収納対策についても、口座振替実施率は前年度実績を上回り、収納率も前年度実績を上回る収納率となっています。

年金給付については、依然として障害厚生年金のサービススタンダード達成率が低い水準にとどまっているものの、一部を除いて、サービススタンダードを設定した項目で、前年度実績を上回っています。

また、年金相談についても、平均待ち時間が前年度に比べ改善、コールセンターの応答率についても、対前年度実績を大幅に上回るなど、国民年金保険料の現年度納付率を除く基幹業務に関する主要な年度計画の目標は概ね達成することができました。

お客様サービスの向上に向けては、上記のとおり、年金相談窓口の待ち時間の短縮を図るとともに、お客様のご意見をお聴きする様々な取り組みを行い、お客様向け文書の改善、研修を通じた接遇マナーの向上などに取り組みました。

「事務処理誤り」の再発防止やコンプライアンス問題については、これまでの各種取り組みにより、職員意識には一定の向上が図られつつありますが、引き続き、問題事案の未然防止や再発防止に向けた役職員の意識改革への取り組みを推進し、リスク管理意識・コンプライアンス意識を組織内に十分に浸透・定着させていくこととしています。

「組織風土改革」については、取組の4つの柱として、①コミュニケーションの活性化②ほめる文化・感謝する風土の醸成③人を育てる文化・風土の形成④組織力やチーム力の向上を掲げ、各種の取組を展開し、平成24年9月に活動実績報告書（第2期）を取りまとめました。具体的な活動としては、年金事務所における本部職員の年金相談窓口体験や、本部及び年金事務所等における意見交換会を実施した他、職場内研修の効果的な活用方法やノウハウをまとめた資料「How to 職場内研修・自主的勉強会」の作成や組織風土改革の理念や意義の浸透を図るための資料「組織風土改革について考える」を作成し、全職員への展開を図りました。

「人材育成」については、研修センターにおける集合研修の実施では、前年度からの研修実施後のフォローアップや効果測定を継続するだけでなく、新規学卒者に対する研修においては、中間に実務を経験する期間を設けることなどで、研修後期の目的意識を明確にさせ、より理解度を高める研修を実施しました。また、管理職だけでなく、若手職員にもマネジメント研修を実施することにより、継続したマネジメント能力の強化を実施しました。その他、内部資格認定試験の実施や外部資格補助対象の拡大など職員の自己研鑽の支援を行うことができました。

平成24年度計画	平成24年度計画に対する取組状況
<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ及び厚生年金基金記録との突合せについて、重点的に処理を進める。</p> <p>(1) 年金記録問題に関する未解明事案について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。</p>	<p><実績></p> <p>○平成24年3月23日に改定した、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、再裁定期間の維持等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」（以下「記録問題工程表」という。）に基づき、年金記録問題の解決に向けた取り組みを計画的に進め、おおむね処理期限（平成24年3月以前受付分のねんきん特別便の回答処理の期限：平成24年9月末など）どおり達成しました。</p> <p>なお、平成25年2月22日に平成24年度の進捗状況も踏まえ、記録問題工程表を最終改定しました。</p> <p>【別表1：24年度記録問題工程表概要】</p> <p>【別表2：25年度記録問題工程表概要】</p> <p>○平成23年度に引き続き、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」（※1）、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）（※2）、「厚生年金加入記録のお知らせ」（受給者便）、（※3）「ねんきん定期便」（※4）に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を行い、基礎年金番号に統合されていない記録（以下「未統合記録」という。）の解明・統合を進めました。</p> <p>また、「年金額回復の具体的事例（1,000事例）」について、統合時における記録の状態や判明した契機について分析を行いました。さらに、平成18年6月時点の未統合記録（5,095万件）のうち、統合済み記録と未統合記録に関して、記録の種類、現在の年齢、加入期間、記録の開始期間について比較分析を行うとともに、未統合となっている厚生年金記録のうち10,000件のサンプルを抽出し、事業所（業種）の分析を行いました。（平成24年6月とりまとめ公表）</p> <p>【別表3：未統合記録（5,095万件）の状況と今後の対応】</p>

(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・説明

- ・ 未統合記録については、紙台帳検索システムを活用した持ち主検索を進めるとともに、「ねんきん定期便」の回答や「ねんきん特別便」・各種解明作業に係る「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の未送達者に対する再送付の回答に係る記録確認作業を進める。
- ・ また、住基ネットとの突合せにより住所の確認ができた者のうち、未統合記録の加入期間が10年未満の記録を保有する者に対し、「黄色便」を送付し、記録確認作業を進める。

(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業

○加えて、未統合記録について、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを行い、紙台帳等の記載を基にご本人の記録を検索し統合を図る「持ち主検索作業」を進め、平成25年3月末までに受託事業者における作業を終了しました。機構職員において精査作業を進めており、平成24年度においては、記録の持ち主と考えられる方にお知らせ通知を約5万件送付しました。

○また、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)との突合せにより住所の確認ができた者のうち、未統合記録の加入期間が10年未満の記録を保有する者に対し、「黄色便」を平成24年6月～7月に送付しました。

《用語解説》

(※1) 「ねんきん特別便」・・・全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(平成19年12月から平成20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(※2) 「黄色便」・・・平成18年6月時点において5,095万件あった未統合記録について、「ねんきん特別便」による記録確認の取り組みと並行して、住基ネットや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に平成20年6月から平成21年12月の間に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。

(※3) 「受給者便」・・・厚生年金受給者等(約2,632万人)に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(平成21年12月から平成22年11月まで)、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(※4) 「ねんきん定期便」・・・平成21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○「ねんきん定期便」に係る記録確認作業(平成21年度～)について、記録問題工程表に基づき、平成24年度においても、継続して処理を行いました。その結果、おおむね記録問題工程表の処理目標

- ・ 加入者の年金記録について、「ねんきん定期便」による確認作業のほか、「ねんきん特別便」「黄色便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業を行う。
- ・ 受給者の年金記録の確認については、25年春から予定している「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」と合わせて、「ねんきん特別便」等の未回答者への対応として、回答の勧奨を実施する。

(6) 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備

- ・ 年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。

(平成24年3月以前受付分の回答処理の期限：平成24年9月末など) どおりに処理を終了しました。また、「ねんきん特別便」「黄色便」等の各種送付便が未送達の方に対し、住基ネットにより直近の住所を把握し、平成24年2月以降順次各種送付便を改めて送付した分の回答に係る記録確認作業についても処理を行いました。

○また、平成25年2月から受給者に「年金記録確認のお願い」のハガキの送付を開始し、この中で「ねんきんネット」の「アクセスキー」をお知らせするとともに、あわせて年金記録確認のチャットボットを記載し、年金記録の再確認をお願いしました。

○再裁定等の迅速な処理を行うため、事務処理に精通した職員による事務処理体制を維持しました。この結果、再裁定の平均処理期間は、平成25年3月末時点で2.2か月となっており、記録問題工程表の目標の2.5か月より0.3か月短くなっています。(なお、平成25年3月末の未処理件数は、平成24年3月末に比べて増加していますが、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業の進展に伴い要処理件数が増加しているためであり、受付した月の翌月には概ね処理が完了するものであることから、滞留が生じているものではありません。)

	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
平均処理期間	2.3か月	2.2か月	2.1か月	2.2か月
未処理件数	8.4万件	1.9万件	3.5万件	4.4万件

○また、再裁定後の時効特例給付の平均処理期間については、平成25年3月末時点で1.7か月となっております。記録問題工程表の目標の概ね2か月程度より0.3か月短くなっています。

	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
平均処理期間	2.9か月	2.5か月	1.8か月	1.7か月
未処理件数	32.1万件	7.4万件	1.7万件	2.1万件

<自己評価(要因分析含む)> 評価：A

○「ねんきん定期便」、「ねんきん特別便」、「黄色便」等の回答処理を着実に行ったことにより、平成24年度における記録問題工程表の目標を達成しました。

○未統合記録について、現在の年齢などの記録の状況や事業所(業種)の分析を行い公表するとともに、分析結果を「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録確認のチェックポイントの作成の際に活用しました。また、受給者全員に記録確認を呼びかける「年金記録確認のお願い」のはがきの送付を開始しました。

○再裁定及び時効特例給付の平均処理期間については、強化した事務処理体制を維持することにより、記録問題工程表における目標(再裁定2.5か月程度、時効特例給付2か月程度)を上回る迅速な処理(再裁定2.2か月、時効特例給付1.7か月)を昨年度に引き続き達成することができました。

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

（別表1）

平成24年3月23日改定

実施作業		24年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年度
1 資格照会 24年3月以前受付分	<ul style="list-style-type: none"> 〔備考1〕10年未満の黄色便 〔備考2〕未送達者・未回答への対応 〔備考3〕共済記録への対応 										
		<ul style="list-style-type: none"> ・未統合記録と住基や氏名変更履歴などの突合せにより氏名等が一致した記録のうち、これまで未送付であった未統合記録の加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、未統合記録の加入期間が10年未満の記録であっても年金受給に結びつく可能性もあることから、24年度中に黄色便を送付し、記録の確認作業を進める ・各種送付係が未送達の方に対し、住基により直近の住所を把握し、改めて送付し（24年2月開始）、記録の確認作業を進める ・特別便に回答のない方のうち、加入者には23年4月から定期便により回答の動向を促しているが、年金受給者については、25年春から送付を予定している「ねんきんネット」のアクセスキーのお知らせと併せて回答の勧奨を実施する ・各共済組合等から送付された補正データにより記録の整備が行われたものから順次ご本人に回答を行う。整備の結果が本人申出と相違するもの等については共済組合等に照会を行い、24年中に回答を得て処理することを旨とする 									
		<ul style="list-style-type: none"> 〔 24年度を目的に受給者の突合せを進め、25年度中を目的にお知らせを送付する 〕 〔 〔備考〕被保険者の突合せは、厚生労働省と協議のうえ対応 〕 									
		<ul style="list-style-type: none"> 〔 24年度を目的に持ち主検索作業を進め、25年度中にお知らせを送付する 〕 									
		<ul style="list-style-type: none"> 〔 24年10月末までに基金等から審査依頼があったものについて、25年3月末までを目的に審査を進める 〕 〔 25年10月末までに基金等から報告があったものについて、26年3月末までを目的に記録訂正を進める 〕 									
2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等 (1) 突合せ作業 (2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所段階での記録回復として、標準報酬の不適正な溯及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る基準（21年12月）、国民年金及び脱退手当金に関する基準（21年12月）、脱退手当金に関する基準（22年4月）、厚生年金特例法事案に係る包括的意見による基準等（23年10月）に基づき、記録回復を進める 										
3 厚生年金基金記録との突合せ ①1次審査 ②2次審査	<ul style="list-style-type: none"> ・再裁定の進捗：年金事務所における申出受付から本部への進捗について0.5か月の平均処理期間を維持する ・再裁定の処理：2.5か月程度（進捗期間を合わせて3か月程度）での処理を維持する ・時効特例給付：概ね2か月程度とすることを旨とする 										
4 記録回復の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・再裁定の進捗：年金事務所における申出受付から本部への進捗について0.5か月の平均処理期間を維持する ・再裁定の処理：2.5か月程度（進捗期間を合わせて3か月程度）での処理を維持する ・時効特例給付：概ね2か月程度とすることを旨とする 										
5 再裁定等	<ul style="list-style-type: none"> ・再裁定の進捗：年金事務所における申出受付から本部への進捗について0.5か月の平均処理期間を維持する ・再裁定の処理：2.5か月程度（進捗期間を合わせて3か月程度）での処理を維持する ・時効特例給付：概ね2か月程度とすることを旨とする 										

未解決事例（持ち主不明記録）への対応

（参考資料）

1 未統合記録の個人検索

- ・未統合記録等について、25年1月を目的に「ねんきんネット」から氏名や事業所名での検索を可能とする
- 2 気になる記録の確認キャンペーン
 - ・ご自身の記録漏れや、誤りの懸念のある方を対象とし、年金事務所等で紙台帳検索システム等を活用して記録の確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する

今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

- (1) 節目年齢を除き「ねんきん定期便」のはがき化
 - ・確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする
- (2) 「ねんきん定期便」等のインターネットによる通知
 - ・「ねんきんネット」の利用者について、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知（電子版ねんきん定期便）を開始する

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- ・25年4月を目的に、基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目が一致する番号が既にある場合、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとする
- ・既に重複付番の疑いのある3項目が一致する基礎年金番号については、本部において、同一人の判定を行い、24年度は受給者分の、25年度は加入者分の重複付番の解消を進める

3 届出書の電子化等

- ・届書等の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する

4 厚生年金基金への記録情報の提供

- ・国の保有する記録を、定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みについて、厚生労働省の検討結果を踏まえ26年度を目途に開始すべく準備をする

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈最終改定〉〈概要〉

（別表2）

平成25年2月22日最終改定

実施作業		25年度	6月	9月	12月	3月	
1	資格照会 25年3月以前受付分						
	〔備考〕共済記録への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・25年3月以前に受け付けた一般の資格照会等で共済期間の確認を要するものは、共済組合等から25年中に回答を得て処理することを旨す (注) 共済過去記録の基礎年金番号への統合を推進するために、「共済組合等加入記録の確認のお願い」（茶色便）の再送付等を25年3月から行う 					
2	紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等 (1) 突合せ作業						
	(2) 紙台帳検索システムを用いた 未統合記録の持ち主検索作業	<ul style="list-style-type: none"> 〔被保険者を含め突合せ作業を25年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き25年度中を目途にお送りするよう目指す〕 〔持ち主検索作業により判明した者へのお知らせを処理困難ケースを除き25年度中を目途にお送りするよう目指す〕 					
3	厚生年金基金記録との突合せ						
		<ul style="list-style-type: none"> 〔1次審査については、早急に処理を進める。〕 〔2次審査については、25年10月末までに基金等から報告があったものについて、25年度中を目途に記録訂正を進める〕 					
4	その他 (1) 年金事務所段階における記録回復の促進 (2) 再裁定等の円滑実施	<ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6,9万件に係る記録回復基準（21年12月）、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準（21年12月）、脱退手当金に関する記録回復基準（22年4月）、厚生年金特例法事業に係る包括的意見に基づく記録回復基準（23年10月）等に基づき、滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事業を含め、記録回復を進める ・再裁定の進捗：年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する ・再裁定の処理：2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）での処理を維持する ・時効特例給付：概ね2か月程度での処理を維持する 					

気になる年金記録、再確認キャンペーン（未解決事例（持ち主不明記録）への対応）

・各種送付便による確認等のこれまでの作業においてもなお未解決な事例（持ち主不明記録）に対応するため、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日等による持ち主不明記録の検索や年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼び掛け、生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート等を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める

1 ご本人による記録確認

(1) 節目年齢を除き「ねんきん定期便」のはがきによる通知

・確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする

(2) 「ねんきん定期便」等のインターネットによる通知

・加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、スマートフォンなどでの利用を可能とする

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- ・25年4月から、基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目が一致する基礎年金番号が既にある場合、いったん他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)を用いて別管理とし、必要な調査等を行った上で本来の基礎年金番号と統合していく取扱いとする
- ・既に重複付番の疑いがあると考えられる3項目が一致する基礎年金番号について、加入者については、25年度中を目的に照会票をお送りし、受給者については、24年度に送付した照会票への回答に基づいて、本部において、25年度中を目的に重複付番の解消処理を行う

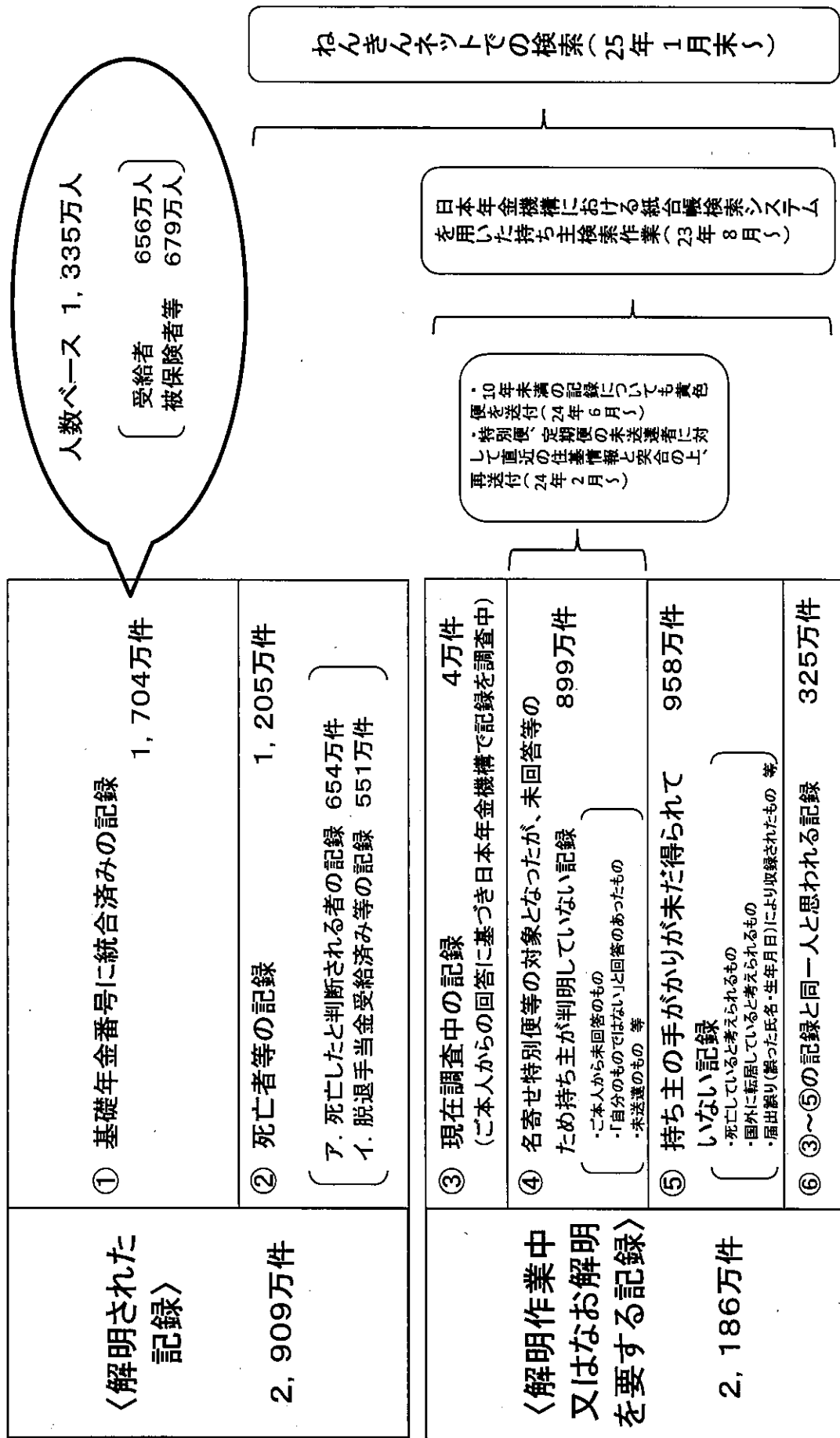
3 届出書の電子化等

・事業主が電子媒体で届出ることができる対象届書を拡大するとともに、事業主等が提出する各種届書の作成を支援するため、「届書作成支援プログラム」の構築を26年度を目的に進めることにより、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する

未統合記録(5,095万件)の状況と今後の対応

(別表3)

<平成25年3月時点>



※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

平成24年度計画	平成24年度計画に対する取組状況
<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>(4) 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施することとし、24年度を目的に受給者の突合せを進める。併せて、該当者への通知作成等の体制強化を行う。 これまでの取組では持ち主の手がかりが得られない「今後、更に解明を進める記録」等について、24年度を目的に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を実施する。 	<p>＜実績＞</p> <p>○紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業については、年齢の高い方から順次行うこととし、受給者について、引き続き突合せ作業を実施しました。</p> <p>○また、被保険者については、被保険者に係るサンプル調査（12,000件）を行い（平成24年5月とりまとめ）、その調査結果等を踏まえて、平成24年7月に厚生労働省から、被保険者についても全件突合せを実施する方針が示されました。</p> <p>○これを踏まえ、平成25年3月末を目的に進めることとしていた受給者に係る受託事業者における突合せ作業を、平成24年12月までにほとんどすべて終了させるとともに、より年齢が若い方についても前倒しで突合せ作業を進め、平成25年度末までに50歳以上となる者については、平成25年3月までに突合せ作業をほとんどすべて終了しました。</p> <p>○記録訂正についての該当者へのお知らせ通知については、事務センターや年金事務所の職員による支援等の体制強化を図ることなどにより、平成24年度には約65万件（平成23年度は約44万件）を送付しました。</p> <p>【参考】紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の進捗状況 [平成25年3月末までの累計] (かっこ内は平成24年3月末までの累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査終了件数（受託事業者） 60,166,796人（29,785,538人） 記録訂正についてのお知らせ通知発送件数 1,086,480件（439,772件） <p>○紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業については、平成25年3月末までに受託事業者における作業を終了しました。機構職員において精査作業を進めており、平成24年度においては、記録</p>

の持ち主と考えられる方にお知らせ通知を約5万件送付しました（平成23年度は約6千件）。

<自己評価（要因分析含む）> **評価：S**

○紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業については、当初の予定より前倒しで、受給者の突合せを終えて被保険者の突合せ作業を進め、昨年度（約2,500万人）を大幅に上回る約3,000万人の突合せ作業を実施しました。

○また、更なる効率化を図るため、費用対効果の高い拠点（受託事業者）において重点的に作業を実施しました。（平成23年度末 25拠点 → 平成24年度末 20拠点）

○記録訂正についての該当者へのお知らせ通知については、通知作成の体制強化などの取組を進め、昨年度実績を大幅に上回る約65万件（昨年度比約1.5倍）を送付しました。

平成24年度計画	平成24年度計画に対する取組状況
<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>(5) 「気になる記録の確認キャンペーン」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25年1月を目的に、記録に漏れや誤りの懸念のある者を対象に、年金事務所への申し出により紙台帳検索システム等を活用して記録の確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する。 <p>(8) ねんきん定期便やねんきんネット等による情報の提供</p> <p>① ねんきん定期便の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねんきん定期便について、確認していたいただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢(35歳、45歳、58歳)については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知する。 <p>② ねんきんネットの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年4月から、「ねんきんネット」の利用者に対し、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始する。 	<p><実績></p> <p>○各種送付便による確認等のこれまでの作業においてもなお未解決な事例(持ち主不明記録)に対応するため、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日等による持ち主不明記録の検索や年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼び掛け、生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート等を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を平成25年1月31日から開始しました。</p> <p>○「ねんきん定期便」については、全ての被保険者の方を対象を、節目年齢(35歳、45歳、58歳)以外の方にははがき形式で直近1年間の年金加入記録に関する情報提供を行い、節目年齢の方には封書形式で全期間の年金加入記録に関する情報提供を行いました。 (平成24年4月から平成25年3月末までに、約6,578万人に送付)</p> <p>○平成24年4月から電子版「ねんきん定期便」を開始しました。利用者数は年度当初の上半期約13万人に比べ、下半期は約19万人と増加し、平成24年度に延べ約33万人が利用しています。</p> <p>○平成24年6月から年金振込通知書など4種類の電子版「年金の支払いに関する通知書」、平成25年2月からは電子版の源泉徴収票を開始しました。平成24年度に延べ約23万人(年金振込通知書など4種類については約21万件、源泉徴収票については約3万件)が利用しています。なお、年金振込通知書及び年金支払通知書については、福祉医療機構の了承を得て、年金担保融資の証明に使用可能としました。</p>

- ・ 振込通知書等についても24年6月を目途にインターネットによる通知を開始する。
- ・ 現在なお未統合となっている記録等について、25年1月を目途に、「ねんきんネット」から、氏名や事業所名での検索を可能とする。
- ・ 「ねんきんネット」のユーザID取得促進を図るため、加入者に送付している「ねんきん定期便」でお知らせしているユーザIDの取得方法の記載内容を見直すとともに、受給者の方に対しても25年春から「アクセスキー」を送付する。
- ・ 23年11月に「ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会」でまとめられた報告書を受け、厚生労働省と協議しながら「e-年金通帳」（仮称）の実施に向けた準備を進める。

○後納制度の創設に伴い、平成24年8月から「後納・追納等可能月数と金額の確認」機能を開始し、平成24年度中に約24万人が利用しています。

○平成25年1月から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の柱として、「持ち主不明記録検索」を開始し、平成24年度中に約6万人が利用しています。

○「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施に伴い、平成25年2月から約3200万人の年金受給者に、ユーザIDを即時で発行できる「アクセスキー」を記載した「年金記録確認のお願い」のハガキの送付を開始しました。また、平成25年3月からアクセスキーの発行件数を年金事務所の評価指標とし、全年齢層のお客様に積極的に発行するよう取り組みを開始しました。これにより、ユーザID取得者数は週当たり約2万5千人（送付前と比較して約1万人増）となり、平成23年度末時点で約79万人でしたが、平成24年度末時点で約166万人となり、記録照会件数は約335万件となりました。

○「年金記録の一覧表示」については、計画にある平成23年11月の検討会の報告書を踏まえ、「ねんきんネット」において加入履歴・年金見込額・年金受給者情報等の年金記録を一覧形式で表示することとし、第5次リリースで平成25年度末から平成26年度にかけて実施予定です。

＜自己評価（要因分析含む）＞ 評語：A

○「気になる年金記録、再確認キャンペーン」については、未統合記録を一人でも多くの方に統合するため、各種団体への協力依頼、政府広報、全ての方への案内の送付、「ねんきんネット」の活用など積極的な取り組みを実施しました。

○「ねんきん定期便」については、加入記録について、はがき形式を原則とし、わかりやすくするとともに、「ねんきんネット」の普及のための「アクセスキー」記載等その活用を図りました。

○「ねんきんネット」については、政府広報や機構ホームページ、ツイッター、各種出版物への記事の掲載、リーフレット等を活用して積極的な広報を行うとともに、年金事務所を含め機構全体で「アクセスキー」の発行、来訪者への周知を図り、今年度において数多くの機能追加を実施したことにより、利用者の拡大を実現しました。

平成24年度計画

I. 年金記録問題への対応に関する事項

- (9) 厚生年金基金記録との突合せ
 - ・ 厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。第1次審査については、24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼のあったものについて、25年3月末までを目途に審査を進める。第2次審査については、厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものうち、基金加入員記録が適正と判断されるものについて被保険者記録の訂正処理を行う。

平成24年度計画に対する取組状況

<実績>

○国の被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「基金等」という。）から調査依頼があったものについて、機構において紙台帳等を確認し、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、ご本人に確認の上、訂正を行っています。（第1次審査、平成22年4月から本格実施）

工程表上の期限である平成24年10月末までに被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして基金等から調査依頼があったもの、平成24年度末の審査の状況は下表のとおりです。

24年10月末までの 受付件数	第1次審査終了	第1次審査未了
4,371,703	4,371,703 (100%)	0

※第1次審査終了件数には、年金局に照会中のもの（1,258件）を含む。

また、平成25年3月末までに、基金等から調査依頼があったものの、平成24年度末の審査の状況は下表のとおりです。

25年3月末までの 受付件数	第1次審査終了	第1次審査未了
4,570,473	4,455,481 (97%)	114,992

○第1次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて審査を行い、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、ご本人に確認の上、訂正を行っています（第2次審査、平成22年10月から本格実

施)。

平成 25 年 3 月末までに基金等から再度調査依頼があったものの、平成 24 年度末の審査の状況は下表のとおりです。

25 年 3 月末までの 受付件数	第 2 次審査終了	第 2 次審査未了
82,949	26,753 (32%)	56,196

※表中の件数は、1 人 (1 オンライン記録) につき複数の不一致の理由がある場合 (例えば、氏名
の不一致と標準報酬月額の不一致がある場合) は、それぞれを 1 件と計上しており、人数ベース
ではありません。

○平成 24 年度は、基金等からの提出期限である平成 24 年 10 月までに受け付けた第 1 次審査に
ついて審査を終えました。また、提出期限を過ぎた平成 24 年 11 月以降に受け付けた分を含
む第 1 次審査全体についても 97%について審査を完了しました。
平成 25 年度は記録問題工程表達成に向け、引き続き、第 1 次審査 (主に 24 年 11 月以降受付
分) の審査・回答及び第 2 次審査の審査・回答を進める予定です。(なお、第 1 次審査の基金
からの調査依頼が提出期限の直前及び提出期限後に大量に提出されたことから、年金局に対
して、第 2 次審査でこのようなことがないように基金を指導するよう要請しました。)

(参考) 24 年度における基金からの一次審査受付件数の推移

24 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
受付件数	71,484	15,575	23,918	56,602	58,875	118,424	415,706	61,953	124,340	12,454	23	0

<自己評価（要因分析含む）>

評語：S

○厚生年金基金記録との突合せについては、上記のとおり、提出期限の直前及び提出期限後に大量の受付があったにもかかわらず、平成24年10月までに受け付けた第1次審査すべての審査を終了しました。25年度において引き続き、第1次審査（平成24年11月以降受付分）及び第2次審査の処理を進めていくこととしています。

平成24年度計画	平成24年度計画に対する取組状況
<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>(7) 年金事務所段階での記録回復の促進等 ・ 標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復の促進等</p>	<p>○年金事務所段階での記録回復の促進を図るため、標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)(※5)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)(※5)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)(※6)、厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づき記録回復基準(23年10月)(※7)等に基づき、記録回復を進めました。</p> <p>・平成24年4月～25年3月の年金事務所段階での記録回復件数 厚生年金 8,014件 国民年金 132件 合計 8,146件</p>
	<p>〈実績〉</p> <p>○年金事務所段階での記録回復の促進を図るため、標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)(※5)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)(※5)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)(※6)、厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づき記録回復基準(23年10月)(※7)等に基づき、記録回復を進めました。</p> <p>・平成24年4月～25年3月の年金事務所段階での記録回復件数 厚生年金 8,014件 国民年金 132件 合計 8,146件</p> <p>〈用語解説〉</p> <p>(※5) 「標準報酬遡及訂正関係、国民年金、脱退手当金関係」(21年12月回復基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件の記録に係る方のうち、従業員であつた方の記録である場合 ・申立期間が2年以下の国民年金の申立てであつて、申立期間以外に国民年金加入期間の未納がない、申立期間と同期間において、配偶者や同居親族のいずれかが国民年金に加入かつ納付済みであるなどの要件を満たす場合 ・脱退手当金を受給していない旨の申立てであつて、当時の被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がないなどの要件を満たす場合 <p>(※6) 「脱退手当金関係」(22年4月回復基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない、被保険者期間がある(まだら事案)などの条件を満たす場合 <p>(※7) 「包括的意見関係、国民年金関係」(23年10月回復基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年以上前の賞与の届出漏れが判明した場合

- ・同一企業（グループ）内の転勤で、2年以上前の加入期間に1ヶ月以内のブランクがある場合
- ・国民年金の未納及び未加入期間の申立てであって、申立人が受領印があるなどの要件を満たす納付組織の預かり証を所持している場合
- ・国民年金に係る過年度の保険料納付の申立てであって、国民年金手帳記号番号の払出日において、過年度納付できる期間のうち、一部の期間が納付済みと記録されているなどの要件を満たす場合

(10) 基礎年金番号の正確性の確保

① 既に発生している重複付番の解消

- ・ 定期的（4ヶ月毎）に、氏名、性別、生年月日及び住所が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番の解消を進める。

○基礎年金番号の重複付番（※8）の解消に向けて、平成24年6月、10月に機械的に氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する者を抽出して、同一人調査を行い、その結果、重複付番が確認された者の情報を各翌月に年金事務所等に送付し、年金事務所等において重複付番の解消処理を行いました。（平成19年10月調査以降は4か月ごとに調査し、未処理は、次回調査時に対象として再抽出しています。）なお、氏名などの4項目が一致し、重複付番者として調査（以下「重複付番調査」という。）して重複付番を解消した数は、平成25年2月時点で3,402人、処理率96.4%となっております。

【参考1】重複付番調査の状況

平成24年2月	2,693人	平成24年6月末	処理済 2,487人 (92.4%)	未処理 206人
平成24年6月	2,995人	平成24年10月末	処理済 2,876人 (96.0%)	未処理 119人
平成24年10月	3,530人	平成25年2月末	処理済 3,402人 (96.4%)	未処理 128人

【参考2】重複付番調査対象人数の推移

平成20年2月	6,857人
平成21年2月	4,178人
平成22年2月	3,358人
平成23年2月	3,016人
平成24年2月	2,693人

○平成25年2月からは疑重複整理番号により番号調査中のものを調査対象に拡大するとともに、氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する者を抽出している同一人調査の抽出条件に、住所履歴と配偶者情報を加えるシステム改修を実施しました。その結果、平成25年2月抽出分の調査対象件数は52,357件（このうち疑重複整理番号に係る対象件数は38,895件）となり、引き続き重複付番の疑いのあるものの解消を図っています。

- ・ 氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号について、計画的に同一人又は同一人と思われる者の判定を行い、基礎年金番号の重複の解消を進める。

○氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する者のうち重複付番の疑いのある年金受給者96,392人について調査を行いました。その結果、平成25年3月末現在、

- ・ 16,835人の重複付番解消処理を実施
- ・ 14,712人は重複付番解消済み
- ・ 50,059人は別人
- ・ 14,786人は重複付番解消に向け処理中

となっております。

○被保険者の住民票コード収録時に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で保有している「氏名・生年月日・住所」（氏名・住所は5年間の履歴を含む）と基礎年金番号の平成23年度時点における「氏名・生年月日・住所」記録が同一である22,954人については重複付番の疑いがあることから、平成23年度から調査を実施しており、平成24年度においても、平成23年度調査結果の残りの4,611人について調査を行いました。その結果、平成25年3月末現在、

- ・ 1,615人の重複付番解消処理を実施（平成23年度からの累計で16,846人の重複付番を解消）
- ・ 446人は重複付番解消済み（平成23年度からの累計で3,558人の重複付番解消済み）
- ・ 1,320人は別人
- ・ 1,230人は重複付番解消に向け処理中

となっております。

② 新規発生の防止

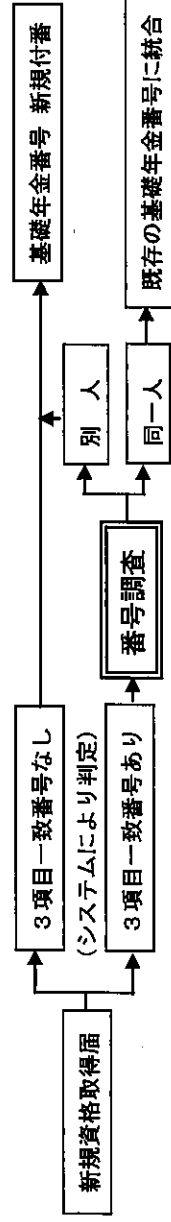
- ・ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日及び住所の確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。
- ・ 基礎年金番号が未記載の資格取得届について、25年4月を目的に、氏名、性別及び生年月日が一致する番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）による別管理ができるようシステムの改善を進める。

○ 国民年金の20歳付番時等に提供される住民票コードを利用し、同一人と判定するシステム改修を平成24年8月に実施しました。また、平成24年10月には、資格取得届に基礎年金番号の記載のない者（年金手帳再交付申請書の添付のあった者で4項目が一致しない者を含む。）については、事業主に住民票、免許証の写又はパスポートの写等を求め本人確認を強化しました。これにより、疑重複整理番号による番号調査の件数が111,215件、対前年度33.4%減少となりました。

国年	49,644件	(対前年度 39,742件(44.5%)減)
厚年	52,948件	(対前年度 13,434件(20.2%)減)
共済等	8,623件	(対前年度 2,699件(23.8%)減)
計	111,215件	(対前年度 55,875件(33.4%)減)

○ この他、重複付番の新規発生の防止及び既発生分の解消のため、以下のシステム開発等を進めました。

- ・ 同一人であると積極的に確認できないものについては基礎年金番号を付番せず、「仮基礎年金番号（※9）」による別管理を行う。（平成25年4月実施）
- ・ 国民年金の20歳付番時等に提供される住民票コードを利用し、同一人と判定する。（平成24年8月実施）
- ・ 氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する者を抽出している同一人調査の抽出条件に、住所履歴と配偶者情報を加える。（平成25年2月実施）
- ・ 3項目が一致する被保険者等のうち重複付番の疑いがある者に対して、重複付番の確認のための「お知らせ」を送付する。（平成25年7月送付予定）



《用語解説》

(※8)「基礎年金番号の重複付番」・・・1人が複数の基礎年金番号を保有している状態のことをいいます。

この発生原因としては、20歳前に厚生年金保険に加入したことで基礎年金番号が付番された方に対して、20歳到達による国民年金の適用を行うための付番をする際に行っている「番号調査」(氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する基礎年金番号が存在する場合、その番号が同一人のものであるかを対象者へ文書で確認する調査)に「基礎年金番号なし」と回答されたことから、同一人の特定ができないため、更に基礎年金番号を付番してしまふことなどが考えられます。

(※9)「仮基礎年金番号」・・・これまでは、新規に基礎年金番号を付番する際に、既に基礎年金番号をお持ちである可能性がある場合、番号調査の際に「疑重複整理番号」を払い出し、その上でその番号が同一人であるかの確認を行っていました。この「疑重複整理番号」では、国民年金の保険料納付を行うことができないう問題があることから、基礎年金番号を付番することが必要となりますが、これらの者については、平成25年4月から一般の基礎年金番号と区分することが可能な「仮基礎年金番号」を付番することとし、重複が疑われる番号が本人のものであるかの確認がとれない限り、「仮基礎年金番号」による別管理を行うこととしました。

③ その他の取組

・ 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する適用を図ることにより、未加入者への基礎年金番号の付番を進める。

・ 死亡情報が未収録となっている基礎年金番号について、調査・検討のうえ死亡情報の収録を進める。

○住基ネットを利用して把握したすべての20歳到達者(121万人)に対し、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付(55万人)し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について加入手続(完全適用)を行い、基礎年金番号を付番しました。また、住基ネットにより把握した34歳及び44歳到達者のうち、基礎年金番号が付番されていない方に対しても届出勧奨等を実施し、基礎年金番号の付番を進めました。

○死亡情報が未収録の基礎年金番号については、遺族給付に係る死亡者の死亡日が確認できる69,199件の収録作業を行いました。死亡日が確認できないものについては死亡情報を基礎年金番号に収録できるようにシステム開発の準備を行いました。

- ・ 外国人の方についても、平成25年7月を
 目途に、重複付番の発生を防止するため
 に必要なシステムの改善を進める。
 その他年金記録問題の解決に向けて必
 要な取組を進める。

○平成25年7月に外国人のアルファベット氏名を管理し、併せて外国人に係る重複付番の発生を防止するための機能を備えたシステムの稼働を予定しています。

＜自己評価（要因分析含む）＞ 評語：A

○年金事務所段階での記録回復件数は、昨年度（平成23年4月～24年3月、厚生年金4,741件、国民年金322件、合計5,063件）に比べて大幅に伸び、多数の記録回復にとなりました。

○基礎年金番号の重複付番の解消については、氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致による重複付番調査を行い平成25年2月時点で処理率96.4%となりました。

また、重複付番の新規発生防止策として、国民年金の20歳付番時等に提供される住民票コードを利用し、同一人と判定するシステム改修の実施（平成24年8月）や資格取得届に基礎年金番号の記載のない者の本人確認を強化（平成24年10月）した結果、番号調査の疑重複整理番号の発生が、対前年度33.4%減少の111,215件となりました。

○さらに、重複付番の新規発生の防止及び既発生分の解消のため、以下のシステム開発等の準備を進めました。

- ・ 同一人であると積極的に確認できないものについては仮基礎年金番号での別管理を行う。
- ・ 国民年金の20歳付番時等に提供される住民票コードを利用し、同一人と判定する。
- ・ 氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する者を抽出している同一人調査の抽出条件に、住所履歴と配偶者情報を加える。
- ・ 3項目が一致するが機構で保有している情報のみでは同一人であることが確認できないものの解消を目指すし、対象者あてに確認文書を送付する。

○住基ネットを利用して把握した20歳到達者全員に対し、加入の届出勸奨を行うとともに、勸奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付（55万人）し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行い基礎年金番号を付番しました。また、34歳及び44歳到達者のうち基礎年金番号が付番されていない方に対して届出勸奨を行い、基礎年金番号の付番を進めました。

○外国人のアルファベット氏名を管理し、併せて外国人に係る重複付番の発生を防止するための機能を備えたシステムの平成25年7月からの稼働に向け、今年度はシステム開発等の準備を進めました。

平成24年度計画	平成24年度計画に対する取組状況
<p>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の適用事務の確実な実施</p> <p>① 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施する。</p> <p>また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。</p> <p>② 第3号被保険者の記録不整合問題に関して、厚生労働省の指示の下に、その問題に対処するための国民年金法の一部を改正する法律案の施行準備を的確に行うとともに、再発防止に取り組む。</p>	<p><実績></p> <p>○住基ネットを利用して把握したすべての20歳到達者(121万人)に対し、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付(55万人)し、第1号被保険者として資格取得等の手続を行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について加入手続を行いました。</p> <p>また、住基ネットにより把握した34歳及び44歳到達者のうち、基礎年金番号が付番されていない方及び資格喪失後、一定期間(12か月)資格取得がなされていない方に対して届出勧奨等を実施しました。</p> <p>○転職者等(失業者及び被扶養配偶者を含む)に対しては、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨(初回勧奨)を行い、自主的な届出を促しました。</p> <p>届出勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、第1号被保険者として届出によらない種別変更処理などの手続を行うとともに、新たな取組みとして、従来、初回勧奨から4か月後に実施していた最終勧奨を2か月後に実施することにより、第1号被保険者の届出によらない資格取得手続の早期化を図りました。</p> <p>○第3号被保険者記録不整合問題(※10)に対処するための国民年金法の一部を改正する法律案(第181国会)において審議未了により廃案(※11)の施行準備として事務処理及びシステム開発の検討などを進めました。</p> <p>①過去2年以内の期間に3号不整合期間を有する方13万人を対象に、種別変更等の届出勧奨を実施しました(平成23年11月以降)。</p>

また、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を確実に行うため、不整合記録をシステムの抽出し種別変更を行うなどの取組を推進する。

なお、健康保険組合から提供される被扶養者情報に基づき第3号被保険者記録の確認及び不整合記録を有する者への届出勧奨に向けた準備を行う。

届出のあった2万人については届出に基づき種別変更処理（第3号被保険者として管理している期間を第1号被保険者の期間に訂正）を行いました。

また、届出がなかった方11万人に対しては、届出によらない種別変更処理を行いました。

これら種別変更処理を行った方13万人を対象に保険料を納付するための納付書をお送りしました。

②上記①のうち、過去2年を超える期間にも3号不整合期間を有する方●万人（7月上旬取りまとめ予定）を対象に種別変更等の届出勧奨及び後納制度を活用した納付勧奨を実施しました（平成24年11月以降）

届出のあった●万人（7月上旬取りまとめ予定）については届出に基づき種別変更処理（第3号被保険者として管理している期間を第1号被保険者の期間に訂正）を行いました。

また、届出がなかった方●万人（7月上旬取りまとめ予定）に対しては、届出によらない種別変更処理を行いました。

さらに、過去2年を超える期間のみ3号不整合期間を有する方を対象に種別変更等の届出勧奨及び後納制度を活用した納付勧奨を実施することとしています。

③健康保険組合からの被扶養者情報の取得については、厚生労働省と提供方法について調整を進めました。

《用語解説》

(※10)「第3号被保険者記録不整合問題」・・・サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者について、第2号被保険者の退職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間を有する方が多数存在することが明らかとなりました。

(※11)「国民年金法の一部を改正する法律案」・・・第3号被保険者記録不整合問題に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している方への配慮措置を講じることを目的とした法案です。

③ 市町村や公共職業安定所との連携に努め、適正な届出を促進する。

○転職者等の自主的な届出を促すため、ハローワークが実施する雇用保険受給者説明会において、被保険者種別変更の届出勧奨及び失業を理由とする特例免除制度について周知を行いました。(544か所中501か所のハローワークで実施しました。)

○機構から市区町村の国民年金担当者に向けた情報誌「かけはし」(隔月発行)を作成し、市区町村へ情報提供を行いました。

○また、市区町村担当者事務説明会等において国民年金の資格に関する手続の説明及び保険料免除制度等の周知を行うよう依頼しました。市区町村における端末装置の設置数の拡大及び「ねんきんネット」の導入について協力要請を進めてきた結果、平成25年3月末で端末装置を設置している市区町村数は296市区町村。「ねんきんネット」の協力市区町村数は551市区町村となりました。

(端末装置又は「ねんきんネット」のいずれかを設置・導入している市区町村数は742市区町村。なお、平成25年4月1日に端末装置が「ねんきんネット」に統合され、「ねんきんネット」の協力市区町村数は894市区町村となりました。)

<自己評価(要因分析含む)> 評語：A

○住基ネットを利用して把握した20歳到達者全員、34歳及び44歳到達者のうち基礎年金番号が付番されていない方及び資格喪失後、一定期間(12か月)資格取得がなされていない方について、加入勧奨を行いました。また、転職者等の被保険者種別変更の届出勧奨などの対策に加え、新たな取組みとして、第1号被保険者の届出によらない資格取得手続きの早期化を図りました。

○第3号被保険者記録不整合問題については、以下の取組を実施しました。

①過去2年以内の期間に3号不整合期間を有する方13万人を対象に、種別変更等の届出勧奨を実施しました(平成23年11月以降)。

届出のあった2万人については届出に基づき種別変更処理(第3号被保険者として管理している

期間を第1号被保険者の期間に訂正)を行いました。

また、届出がなかった方11万人に対しては、届出によらない種別変更処理を行いました。これら種別変更処理を行った方13万人を対象に保険料を納付するための納付書をお送りしました。

②上記①のうち、過去2年を超える期間にも3号不整合期間を有する方●万人(7月上旬取りまとめ予定)を対象に種別変更等の届出勧奨及び後納制度を活用した納付勧奨を実施しました(平成24年11月以降)

届出のあった●万人(7月上旬取りまとめ予定)については届出に基づき種別変更処理(第3号被保険者として管理している期間を第1号被保険者の期間に訂正)を行いました。

また、届出がなかった方●万人(7月上旬取りまとめ予定)に対しては、届出によらない種別変更処理を行いました。

○上記のとおり、適用事務については、20歳到達時における全員適用及び転職者等の被保険者種別変更の届出勧奨に加え、新たな取組として、第1号被保険者の届出によらない資格取得手続きの早期化を図り、適用事務の着実な実施に努めました。

また、第3号被保険者の記録不整合問題については、3号不整合期間を有する被保険者及び年金受給者全体のうち、過去2年以内の期間に3号不整合期間を有する13万人について、種別変更処理を実施しました。

さらに、転職者に対し、ハローワークと連携して、国民年金種別変更に係る手続きの説明及び保険料免除制度の周知を行うとともに、それらに係る届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促し、ハローワークとの連携を強化しました。

平成24年度計画	平成24年度計画に対する取組状況
<p>Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p> <p>(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進</p> <p>以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組に当たっては、機構全体及び各年金事務所ごとに平成24年度行動計画を策定し、当該計画に基づき、効果的・効率的な推進に努める。</p> <p>なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、重点的加入指導など各種取組について、平成24年度中に平成18年度の実績を回復することを念頭に、適切な目標を設定する。</p> <p>① 未適用事業所の適用の促進</p> <p>ア 未適用事業所の確実な把握</p> <p>厚生年金保険と雇用保険の適用事業所を突合するとともに、公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を活用することなどにより、未適用事業所の正確な実態把握に努める。また、法務省における法人登記簿情報の入手</p>	<p><実績></p> <p>○未適用事業所の把握、適用（加入手続）の促進及び適用事業所の調査については、平成23年度末時点で把握している未適用事業所を3年以内に半減することを中期目標として掲げ、これを達成するために、機構全体及び年金事務所ごとに行動計画を策定しました。その中で平成18年度と同等以上の水準である重点的加入指導事業所数を目標に定め取組を推進しました。</p> <p>この結果、重点的加入指導を23,361事業所に対して実施する等、行動計画に定めたそれぞれの目標を達成し、前年度を上回る実績を上げることができました。</p> <p>【別表4：厚生年金保険等の適用促進に係る平成24年度行動計画（機構全体版）】</p> <p>【別表5：厚生年金保険等の適用促進に係る平成24年度行動計画の達成状況】</p> <p>○未適用事業所の把握については、平成23年度に実施した雇用保険の適用事業所情報との全件突合せに引き続き、平成24年度においては、雇用保険の新規適用事業所（約17万件）と厚生年金保険の全現存事業所（約175万件）を突合するとともに、公共職業安定所及び地方運輸局が保有する社会保険加入状況や民間情報会社による新規設立法人情報（約10万件）等を活用して、的確な把握に努めました。</p> <p>なお、未適用事業所を効率的に把握するため、法務省から法人登記情報の提供を平成24年12月から受けることとしました。</p>

及びそれに基づく加入勧奨事業の実施に向けた準備を進める。

イ 未適用事業所への重点的加入指導及び認定による加入手続の実施

・ 平成23年度末までに外部委託による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結び付ける。

なお、重点的な加入指導対象事業所の選定に当たっては、平成23年度に実施した厚生年金保険と雇用保険の適用事業所の全数突合により把握した結果を活用する。

・ 平成23年度末時点で把握しているすべての未適用事業所に対して、平成24年度以降、文書・訪問等による加入指導を実施する。その際、特に従業員の多い事業所から優先的に実施し、3年以内に未適用事業所を半減する。

・ 重点的加入指導を3回実施しても加入の見込みがない事業所については、必要に応じて立入検査の上、認定による加入手続を実施する。

なお、加入指導に従わない悪質な事業所については、本部及びブロック本部の指導・支援の下、告発も視野に対応するとともに、告発を行った際には、事業所名等の

○未適用事業所への重点的加入指導等については、平成24年度に未適用事業所として新規に把握したすべての事業所（約27万件）を含め加入勧奨、加入指導の効果を効率的なものとするために、50人以上の未適用事業所については年金事務所の職員により対応し、従業員50人未満の未適用事業所については、外部委託により対応しました。

さらに、平成23年度末時点で把握している未適用事業所（約24.6万件）を雇用保険の被保険者数が5人以上と5人未満に区分し、雇用保険の被保険者数が5人以上の未適用事業所に対しては、年金事務所職員が戸別訪問や所要請による重点的加入指導を実施し、雇用保険の被保険者数が5人未満の未適用事業所については、2カ年度（25年度まで）に渡り外部委託の訪問による加入勧奨を実施しています。

これらの取組に際しては、適用調査担当課内の体制整理、スケジュール管理を行い、8,322事業所を適用に結び付け、101,718事業所を適用対象外等と確認しました。

○重点的加入指導を3回実施しても加入に応じない事業所を対象に立入検査を実施することとし、24年度において696事業所以上立入検査をすることを目標に掲げました。実績として目標を上回る731事業所に対し立入検査実施通知を発出し、臨場前に適用となった事業所は416事業所、臨場して適用に結び付いた事業所は57事業所となりました。

また、平成23年度から引き続き厚生年金適用事業所と法人登記情報の突合せ、未適用事業所への加入指導結果等の事蹟管理及び適用事業所への事業所調査結果の事蹟管理等をシステム化する改善に取り組んでおり、平成25年度に稼働する予定となっています。

○これらの適用対策については、重点的加入指導実施事業所の2割以上を適用に結び付けることを目標とし、機構全体として適用に結び付いた事業所の割合は24.4%でした。また、事業所調査については、すべての適用事業所を4年に1回実施することを基本とし、適用事業所総数の1/4の事業所数を目標として設定し、事業所調査の達成率は116.5%と目標値を大きく上回る実績となっています。

特に、都市部においては、戸別訪問による重点的加入指導を中心に実施することで事業主等との接触率の向上を図りました。この結果、適用に結び付いた事業所数は、8,322事業所と平成23年度の

公表を行う。

- ・ 適用促進対象事業所に係る取組の進捗管理について、システムによる的確な管理を実施する。

- ② 事業主からの適正な届出の促進
 - ・ 資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所に対し、関係機関と連携を図り、重点的な指導を行う。
 - ・ 全喪届受付時に、第三者の確認のない書類を添付している事業所については、一定期間経過後に事業実態を把握し、違法な脱退を防止する。
 - ・ 事業主から一定期間以上遡及して提出された資格喪失届や降給により月額変更届について、添付書類等により、届出内容の事実関係の確認を徹底する。
 - ・ 事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。
 - ・ 総合調査及びび定時決定調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。また、総合調査及びび定時決定調査等の調査結果について、今後の取組に反映さ

6,685事業所を1,637事業所上回る実績となりました。

【別表6：厚生年金保険適用関係指標の推移】

- 資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所等については、関係機関からの情報提供を受け、重点的に調査を実施しました。
- 全喪届（※12）の適正な届出については、解散登記の記載がある法人登記簿謄本が雇用保険適用事業所廃止届の写し以外の確認書類を添付した事業所については、後日事業実態の確認を行い、被保険者0人事業所の実態調査（認定全喪）と併せて23,690事業所実施しました。
- また、60日以上遡及した資格喪失届、5等級以上降給する月額変更届については、出勤簿・賃金台帳等の写しを添付させることにより、28,507件について事実関係の確認を行った結果、すべて正しいことを確認しました。
- 事業主からの適正な届出の促進や、被保険者への資格喪失等通知の徹底については、事業所調査の際の指導や、保険料納入告知書送付時の文書同封などにより、全事業所に注意喚起を行いました。
- 事業所調査については、平成24年度からすべての適用事業所を対象として4年に1回実施することを基本とし、適用事業所総数の1/4相当以上（特別な事情がある場合には1/6相当以上）の事業所数を目標として設定し、目標を上回る491,188事業所の調査を実施し、そのうち過去の届出状況の適正性を考慮した総合調査は94,561事業所実施しました。

《用語解説》

（※12）「全喪届」・・・厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。

せる。

③ 厚生年金特例法への対応

厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の手続を実施する。

○厚生年金特例法への対応（※13）に関しては、該当事業主等に対して特例納付保険料の勧奨を行うとともに、納付勧奨に応じない事業主等に対しては、事業主名又は元役員の氏名の公表を行います。なお、平成24年度における公表件数及び金額は、2,133件、11.6億円となっています。また、公表後も引き続き納付勧奨を行うこととしていますが、2,133件のうちの約3割は事業主又は役員であった者が死亡、所在不明等の理由により納付勧奨が困難となっており、公表後も納付が行われていない件数及び金額は2,075件、11.4億円となっています。

《用語解説》

（※13）「厚生年金特例法の対応」・・・厚生年金特例法により、申し立て期間について厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録第三者委員会認定されたときは、年金記録が訂正され、年金額に反映されます。事業主は過去の保険料を納付する義務を負うことになりましたが、納付しない場合は事業主名等が公表されません。

<自己評価（要因分析含む）>

評価：A

○未適用事業所の適用の促進については、機構全体及び年金事務所ごとに行動計画を策定し、その中で平成18年度と同等以上の水準である重点的加入指導事業所数（15,420事業所）を目標に定め取組を推進した結果、重点的加入指導を23,361事業所に対して実施する等、行動計画に定めたそれぞれの目標を達成し、前年度を上回る実績を上げました。

○事業主からの適正な届出の促進については、事業主からの届出に対し事業実態や事実関係の確認を行うほか、文書による全事業所への注意・喚起により適正な届出がされるよう努めました。また、適正な届出をもって被保険者資格等の適正化を図ることを目的とする事業所調査についても平成18年度と同等以上の水準である、適用事業所総数の1/4相当以上の事業所数（421,728事業所）

を実施することを目標として取り組んだ結果、491,188 事業所と目標を上回る事業所調査を実施しました。

厚生年金保険等の適用促進に係る平成24年度行動計画（機構全体版）

1. 基本的考え方

厚生年金保険及び全国健康保険協会健康保険（以下「厚生年金保険等」という。）の未適用事業所の解消は、負担の公平性の観点及び年金受給権の確保から、日本年金機構が取り組むべき重点課題のひとつであり、行動計画に沿った計画的・効率的な事業の推進に努める。

また、厚生年金保険等の適用の適正化を図るため、適用事業所の調査についても着実な取り組みを行う。

なお、保険料収納対策において口座振替による保険料納付の推進を図るため、適用調査担当課と徴収担当課は連携し、適用事業所の新規適用時において、口座振替を利用するよう事業主に協力を求める。

2. 対象期間

平成24年4月～平成25年3月

3. 機構全体の目標

(1) 適用促進に関する取組

適用促進に関する各種取組については、平成23年度末時点で把握している未適用事業所を、3年以内に半減することを目標とするとともに、今年度中に平成18年度の実績水準を回復し、更にも上積みすることを目標とする。

また、未適用事業所の適用を促進するため、各年金事務所において平成24年度の重点的加入指導対象事業所の2割を適用目標事業所数（前年度に適用した事業所数がこれを超える場合はその数。ただし、全国建設工事業国保組合関係の事業所を除く。）として設定する。

(2) 重点的加入指導

- ① 未適用事業所に係る適用促進の中心的な施策となる訪問による重点的加入指導実施事業所の目標数は、15,400事業所以上と設定。
なお、訪問による重点的加入指導の対象事業所の選定は、関係機関等からの情報提供や被保険者となるべき者から資格の確認請求が行われた事業所は必ず対象とするほか、被保険者となるべき者が多い事業所から優先的に実施する。

【参考】平成18年度における重点的加入指導実施数

訪問： 6,800事業所・・・・・・ア

来所要請： 8, 600事業所・・・・・・・・イ

ア イ=15, 400事業所

② 訪問による重点的加入指導を実施する際には、実績を向上させるため、

ア 適用目標事業所数を設定する。

イ 加入指導の優先順位等により事業所を選別する。

ウ 戸別訪問を実施するための体制を整備する。

エ 事前に面談約束を取る等接触率を高めるための工夫をする。

等の対策を講ずるものとする。

③ 平成23年度末までに外部委託による加入勧奨を実施した事業所については、報告事蹟を活用するなど効率的な加入指導を実施すること。

④ 来所要請による重点的加入指導実施事業所については、各年金事務所の実情を踏まえ、適宜、目標を設定する（訪問による重点的加入指導を実施する前に来所要請による重点的加入指導を1回程度行うか、来所要請による重点的加入指導を行わずに訪問による重点的加入指導を実施するかは年金事務所の選択に任せる）。

⑤ 年金事務所において重点的加入指導実施事業所として選定した事業所は、対象事業所一覧表（リスト）を作成しブロック本部へ報告すること。

(3) 立入検査

立入検査の実施事業所数については、平成18年度実績と平成23年度実績のいずれが多い方の数を、目標として設定する。両年度の実績が1回又は実績がない場合には、2回以上の数を目標として設定する。

なお、平成23年度において全国建設工事業国保組合関係の事業所に対する実績が突出して多い年金事務所については、平成24年度にその実績を確保することが難しいと判断した場合には、過去の実績を考慮の上、目標数を調整することもやむを得ない。

また、検査拒否又は忌避等があった場合には、複数回接触の上、説得して検査の実施に努力するとともに、詳細な事蹟を記録する。

(4) 事業所調査

総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を4年に1回実施することを基本とし、適用事業所総数の1/4以上の事業所数を目標として設定する。

なお、定時決定時における事業所調査（来所要請）については、積極的に実施する（必要な会場借用料については、所要の額を交付する）。

- ① 東日本大震災における被災地域を管轄する年金事務所（本部が指定する年金事務所）は、平成22年度行動計画における事業所調査計画数と同等以上を目標として設定する。
- ② 東日本大震災により機動的改定を行った事業所については、平成24年度に機動的改定の事後調査を完了する。なお、機動的改定を行った事業所のうち、原則として機動的改定を決定した被保険者数の多い事業所から順に事業所調査の対象とし、対象数がすべての適用事業所数の1/4又は上記①における調査計画数を超える事業所については、別途調整する。
- ③ 被災地域以外で1/4以上を目標とするのが困難な特別な事情がある年金事務所は、適用事業所総数の1/6以上とすることができる。（特別の理由を報告）

4. 目標達成のための主要な取組

(1) 本部

- ① 厚生年金適用対策要員として、平成22年度及び平成23年度に配置した要員は、引き続き配置する。
- ② 外部委託による加入勧奨の促進を図るため、仕様書の見直しを行う。なお、早期の調達を行うため、調達主体は機構本部とする。
- ③ 厚生年金適用調査課担当職員に集合研修を実施する（昨年と同規模の計6回実施）。

(2) プロック本部

- ① 行動計画の策定について必要な助言・指導をすするとともに、年金事務所から提出された行動計画等が、策定手順書に沿ったものとなっているかどうか点検を行う。また、年金事務所から提出される月次報告及び重点的加入指導実施対象事業所一覧表（リスト）に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し、必要な改善策を指導する。
- ② 適用調査担当課等実務経験がない職員を対象に、法令や事務の実施手順等の基礎的な集合研修を1回1日程度で実施するほか、経験の浅い課長に対し、事務所訪問による実務指導を実施する。
- ③ 外部委託による加入勧奨において、委託先の業者から週次で、進捗状況の報告を受け、必要な指導を行う。

④ 重点的加入指導対象事業所に対し、年金事務所が立入検査を実施する場合には、同行指導(機構発足後、立入検査を行った経験のない事業所に限る。)を行う。

(3) 年金事務所

- ① 別途示す年金事務所行動計画策定手順書に沿って行動計画を作成し、ブロック本部を通じ本部に提出し、内容の確認を受ける。
- ② 確認を受けた行動計画に基づき、各種事業の計画的な推進に努める。
- ③ 年金事務所においても、本部及びブロック本部が実施した研修のフィードバック、事例検討等についてそれぞれの年金事務所の実情に応じた研修を実施する。

厚生年金保険等の適用対策に係る平成24年度行動計画の達成状況

項	目	年間目標値 (A)	実績 (B)	達成率 (B/A)	備考
1	職員による重点的加入指導	15,420 事業所	23,361 事業所	151.5 %	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度実績 (重点的加入指導) 22,165事業所 (来所要請) 1,424事業所 (戸別訪問) 20,736事業所
	内訳：(1) 来所要請による重点的加入指導 (2) 戸別訪問による重点的加入指導	80 事業所 15,340 事業所	947 事業所 22,414 事業所	1,183.8 % 146.1 %	
2	立入検査実施数	696 回	373 回 ※1 (731件)	53.6 % ※1 (105.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度実績 (立入検査実施数) 567回
3	適用に結び付いた事業所数	3,482 事業所 (目標適用率 20%)	5,711 事業所 ※2 (24.4%)	164.0 %	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度実績 2,741 事業所 ・平成23年度適用率 12.4%
4	事業所調査件数	421,728 事業所	491,188 事業所	116.5 %	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度実績 (事業所調査件数) 437,325事業所

※1. 項目2「立入検査実施数」の「実績」「達成率」欄の()は、立入検査の目標数に対する実施通知の送付数、着手割合を示している。

※2. 項目3「適用に結び付いた事業所数」の「実績」欄の率は、適用率を示している。適用率は「適用に結び付いた事業所数」÷「重点的加入指導事業所数」で算出。

○ 厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）

項番	指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	新規適用事業所数	事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300	69,719	74,677
2	全農事業所数	事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629	56,845	49,974
3	適用事業所数（年度未現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
4	未適用事業所数（年度未現在）	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840
5	被保険者数（資格取得分）	人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161	6,064,813	6,298,001
6	被保険者数（資格喪失分）	人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127	6,019,435	6,124,748
7	被保険者数（年度未現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
8	外部委託による文書・電話勧奨事業所	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540	137,675
		事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344	69,690
		事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
9	適用対策	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
		事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
10	来所要請による重点的加入指導実施事業所数	事業所	87	73	21	34	71	165	57
11	戸別訪問による重点的加入指導実施事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477	437,325	491,188
12	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所							
13	上記のうち、認定による加入手続事業所数	事業所							
14	事業所調査実施事業所数	事業所							

（注）24年度欄の項番8は平成23年度末時点で把握している未適用事業所に対する外部委託による訪問勧奨、項番9は平成24年度新規把握未適用事業所に対する外部委託による文書・電話・訪問勧奨の数値であること。また、18年度欄の外部委託による文書・電話・訪問勧奨は、職員と外部事業者による実施数の合計であること。